

令和4年度普通交付税等の交付決定額について

令和4年度の普通交付税等の交付額が7月26日（火）に閣議報告され、山梨県分については次のとおり決定されました。

（当初算定比較）

◎ 実質交付税（普通交付税＋臨時財政対策債）

（単位：千円、％）

区分	令和4年度	令和3年度 ※	増減額	増減率	全国増減率
県分	149,900,241	168,799,513	△18,899,272	△11.2	△17.3
市町村分	97,226,225	105,170,107	△7,943,882	△7.6	△10.4
計	247,126,466	273,969,620	△26,843,154	△9.8	△14.3

※12月の再算定による追加交付額（県分 109.9億円、市町村分 66.0億円）は含まず。

普通交付税

区分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率	全国増減率
県分	145,612,266	142,829,911	2,782,355	+1.9	+2.0
市町村分	92,314,597	89,705,915	2,608,682	+2.9	+5.4
計	237,926,863	232,535,826	5,391,037	+2.3	+3.5

臨時財政対策債

区分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率	全国増減率
県分	4,287,975	25,969,602	△21,681,627	△83.5	△70.6
市町村分	4,911,628	15,464,192	△10,552,564	△68.2	△63.1
計	9,199,603	41,433,794	△32,234,191	△77.8	△67.5

◎ 地方特例交付金

（単位：千円、％）

区分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率	全国増減率
県分	513,890	545,126	△31,236	△5.7	△2.9
市町村分	770,829	793,117	△22,288	△2.8	+2.3
計	1,284,719	1,338,243	△53,524	△4.0	+0.4

I 県分（当初算定比較）

令和4年度の普通交付税等の算定においては、需要の面では、人口と面積を基本として配分する包括算定経費の減や、過去に発行した県債の償還終了による公債費の減などにより減少するとともに、収入の面では、実質法人二税が増加したことなどから、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質交付税額は、令和3年度より189.0億円（11.2%）減少し、1,499.0億円となった。

このうち、普通交付税は1,456.1億円（1.9%の増）となり、臨時財政対策債は42.9億円（83.5%の減）となった。

1 普通交付税

交付決定額は1,456.1億円で、令和3年度に比べ27.8億円、1.9%の増となった。

○ 増加理由

・ 基準財政需要額

人口と面積を基本として配分する包括算定経費の減や、過去に発行した県債の償還終了による公債費の減などがあり、臨時財政対策債振替前で43.6億円、1.8%の減となった一方で、臨時財政対策債振替額が減少したことから、振替後の基準財政需要額は173.2億円、7.8%の増となった。

・ 基準財政収入額

実質法人二税が増加したことなどから、144.9億円、18.5%の増となった。

普通交付税額の決定方法

普通交付税額＝基準財政需要額（臨時財政対策債振替前）－臨時財政対策債相当額
－基準財政収入額

基準財政需要額＝単位費用×測定単位（人口等）×補正係数

基準財政収入額＝税収入の見込額×75%

2 臨時財政対策債

臨時財政対策債は42.9億円で、令和3年度に比べて216.8億円、83.5%の減となった。

3 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）に伴う減収を補填するための交付金（5.1億円）。自動車税減収補填特例交付金が廃止されたことに伴い、令和3年度に比べ0.3億円、5.7%の減となった。

Ⅱ 市町村分（当初算定比較）

令和4年度の普通交付税等の算定においては、需要の面では、人口と面積を基本として算定する包括算定経費および地域振興費の減や、高齢者保健福祉費の減などにより減少した。また、収入の面では、市町村民税法人税割や市町村民税所得割の増などにより増加したことなどから、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質交付税額は、令和3年度より79.4億円（7.6%）減少し、972.3億円となった。

（別添資料1・2）

このうち、普通交付税は、923.1億円（2.9%の増）となり、臨時財政対策債は49.1億円（68.2%の減）となった。

また、普通交付税が配分されない不交付団体は、令和3年度不交付団体であった忍野村が新たに交付団体となったことで、昭和町のみとなった。

1 普通交付税・・・別添資料3・4・5

交付決定額は923.1億円で、令和3年度に比べ26.1億円、2.9%の増となった。

○ 増加理由（交付団体）

・ 基準財政需要額

人口と面積を基本として算定する包括算定経費及び地域振興費の減や、高齢者保健福祉費の減などにより、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額は33.6億円、1.6%の減となった一方で、臨時財政対策債振替額が105.5億円減少したことから、振替後の基準財政需要額は72.0億円、3.7%の増となった。

・ 基準財政収入額

市町村民税法人税割、市町村民税所得割の増などにより47.0億円、4.5%の増となった。

※上記は令和3年度・4年度ともに交付団体である25団体での比較。

令和4年度においては忍野村が主に固定資産税の減を要因として新たに交付団体（普通交付税0.1億円）となった。

○ 不交付団体

町村名	理由	期間
昭和町	基準財政収入額が、引き続き基準財政需要額を上回ったため、不交付団体となった。	昭和59年度から39年連続

※全国では1都72市町村が不交付団体（令和3年度当初は1都53市町村）

※参考：忍野村の不交付団体期間は昭和60年度～平成4年度、平成8年度～平成14年度、平成16年度～平成21年度、平成24年度～令和3年度。

2 臨時財政対策債・・・別添資料6

臨時財政対策債は49.1億円で、令和3年度に比べ105.5億円、68.2%の減となった。

3 地方特例交付金・・・別添資料7

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）に伴う減収を補填するための交付金（7.7億円）。自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金が廃止されたことに伴い、令和3年度に比べ0.2億円、2.8%の減となった。

お問い合わせ先	
県分	総務部財政課資金管理担当 今澤 TEL 内線 2166 直通 223-1384
市町村分	総務部市町村課税政担当 滝口 TEL 内線 2481 直通 223-1426